

(様式1)

4教総第68号

令和5年1月19日

文部科学大臣 殿

安城市長 神谷 学

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を提出します（変更したので提出します）。

記

1. 施設整備計画の名称

安城市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和4年度（1年間）

(担当)

安城市教育委員会

担当部署：教育振興部総務課

担当者：田中

電話：0566-71-2253

メール：kyoikusomu@city.anjo.lg.jp

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(3) 教室不足の解消等を図る整備

児童生徒数の増加や特別支援学級の増加に対応するため、特別教室を普通教室に転用予定である。

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

身体に障害を患う児童生徒等に対して、バリアフリーの観点から安全で快適な利用ができるよう、校舎にエレベーター及び多目的トイレの設置を進めていく予定である。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		21 校
中学校		8 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		0 園
幼保連携型認定こども園		5 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	3 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	29 箇所
	学校武道場	9 箇所
	社会体育施設	11 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有	R2.3策定済み
国土強靱化地域計画 ^{※2}	有	R2.8策定済み

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

総合計画及び実施計画の中で指標等が策定されているため。計画期間経過後にその指標に基づき達成度合いを計測し、評価結果等を当市ホームページ等へ公表する。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

[illegible]